

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金曜日）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 付託された議案の審査

（１）議案第 8 6 号 土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正について

（２）議案第 8 8 号 土浦市火入れに関する条例の一部改正について

（３）議案第 8 9 号 土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正について

（４）議案第 9 0 号 土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

（５）議案第 1 0 8 号 市道の路線の認定について

（６）議案第 1 0 9 号 市道の路線の変更について

（７）議案第 1 1 0 号 市道の路線の廃止について

（８）議案第 1 1 1 号 債権の放棄について

（９）議案第 1 1 2 号 債権の放棄について

（１０）議案第 1 1 4 号 債権の放棄について

（１１）議案第 1 1 6 号 債権の放棄について

（１２）議案第 9 6 号 令和 7 年度土浦市水道事業会計補正予算（第 1 回）

（１３）議案第 9 7 号 令和 7 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 1 回）

4 報告事項

（１）工事発注状況報告について

5 その他

（１）茨城県実施による下水道管路の全国特別重点調査について

6 T X 土浦延伸調査特別委員会委員の選出について

（１）T X 土浦延伸調査特別委員会委員

7 閉会

出席委員（８名）

委員長　　今野　貴子
副委員長　吉田　直起
委員　　　竹内　裕
委員　　　寺内　充
委員　　　海老原　一郎
委員　　　平石　勝司
委員　　　下村　壽郎
委員　　　島岡　宏明

欠席委員（０名）

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	羽成　健之	都市政策部長	飯泉　貴史
建設部長	渡辺　善弘	商工観光課長	佐々木　啓
農林水産課長	岡田　将之	都市計画課長	齋藤　仁志
都市整備課長	石引　康博	公園・施設管理課長	中島　賢市
建築指導課長	市村　俊宏	道路管理課長	三浦　誠
道路建設課長	浅岡　武徳	住宅営繕課長	和田　利昭
下水道課長	飯塚　照秋	水道課長	滝田　昌暁
農業委員会事務局長	室町　和徳		

傍聴者０名

事務局職員出席者　古宮　英剛

○今野委員長　おはようございます。はじめに、今年の花火大会の大成功、本当にありがとうございました。皆様がどれほど心を張って、頑張って取り組まれたのか、ここにいる全委員知っております。本当にありがとうございました。

（「お疲れ様でした」との声あり）

○今野委員長　ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日、委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可します。本日は、はじめに委員会に付託されました議案の審査を行い、つづいて、分科会に付託されました令和７年度補正予算について審査を行います。発言の際は、会議録作成のため、

マイクの使用をお願いします。資料は、サイドブックスの「本会議」「令和7年」「第4回定例会」「事前配布資料」「議案第84号～議案第116号」の9ページをお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いいたします。それでは、(1) 議案第86号土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正について、説明をお願いします。

○市村建築指導課長 おはようございます。建築指導課でございます。9ページをお願いいたします。議案第86号土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。改正内容といたしましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び建築基準法施行令の一部改正に伴いまして、関連する市条例の条項ずれを解消するため、条例の一部を改正するものとなっております。施行日は公布の日からとなります。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

○寺内委員 建築指導課の建築確認というのは、民間でもできているよね。どのぐらいの割合で市のほうには、建築確認の申請がきているの。

○市村建築指導課長 寺内委員の御質問にお答えします。本年度の件数だと、10月末時点で、土浦市内で383件の建築確認が出ております。そのうち民間が379件となっております。土浦市に確認申請は4件しか出ておりません。土浦市内では、それだけの数が民間に建築確認の申請は流れているというような状況でございます。

○寺内委員 例えば、開発行為の時に、業者が事前打合せに来るよね。その時に、土浦市のほうで指導だけはちゃんとしてください。行政は行政でしっかり指導だけはしてください。要望でいいから。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りします。議案第86号土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第86号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第88号土浦市火入れに関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。議案書資料の15ページをお願いいた

します。本条例につきましては、森林法に基づく森林及び周辺 1 キロメートルでの火入れ行為の適正化について定められているものであり、今般の改正は大船渡市での山林火災などによりまして、消防の火災予防条例におきまして、林野火災注意報が創設されることとなりました。これを受けまして、火入れに関する条例につきましても、文言の追加などの改正を行うものでございます。令和 8 年 1 月 1 日から施行という形になります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はないですか。

○**下村委員** 火入れに関する申請というのは、土浦市では、1 年間で件数はどのくらいあるんですか。

○**岡田農林水産課長** こちらの火入れに関する条例でございますが、これまで土浦市のほうでの申請実績というものは、1 件もございませんでした。周辺の市町村のほうも確認させていただきまして、つくば市、かすみがうら市等の状況も確認したのですが、同じように申請実績はないということで聞いております。以上でございます。

○**下村委員** 新治地区で田んぼの所、土手なのかな、燃している時はどういう対応するわけ。

○**岡田農林水産課長** こちらの火入れというものが造林のための地ごしらえや開墾準備、害虫駆除、焼き畑等を火入れという行為として定義しております。新治地区の芝焼きとよく言われる 2 月ぐらいに行われている行事につきましては、この火入れというものに該当するのかが一つの争点というか、申請の対象になるかというところがございます。こちらは、消防との絡みもあるものですから、そういったものについては今回の許可申請の対象とするかどうかを消防のほうと詰めさせていただくような形で考えております。また、今まではそれについては、申請等はありませんでした。

○**寺内委員** 今の件だけれど、市民の方で新治のほうで芝焼きをやるのに、消防のほうに言ったんだって。そしたら、許可しないから勝手にやれということ言われたみたいなんだよね。それでは、まずいと思うのよ。何かあった時に消防に言ってくださいというのが、消防ではないのかな。だから、そういうところは、農業者の気持ちになって、消防と話し合ってください。消防長には言って、大変申し訳なかったと謝りに行ったみたいだけれど、管轄の所長が自ら勝手にやれと言って、うちには関係ないと言ってしまったみたいなんだよ。そこは関係庁と一緒に横の連絡をとらないと、今のようなボタンのかけ違

いが出てしまうと思うので、岡田農林水産課長が消防のほうと念入りに打合せをして、市民に迷惑が掛からないようにしてください。これは要望です。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第 88 号土浦市火入れに関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 88 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 89 号土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正について、説明をお願いします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。サイドボックスでは 16 ページをお開きください。議案第 89 号土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正について、御説明いたします。現在、本市では、県の市町村中小企業金融制度に基づきまして、中小企業等が市内の金融機関において、運転資金などの融資を行う際の信用保証料等を市で助成をしているところでございます。そのような中、県において中小企業者の経営環境を踏まえ、融資期間の最長限度を従来の 7 年から 10 年に延長することとしました。これを受けて、本市でも、あっせん条例第 7 条の融資保証期間を 7 年以内から 10 年以内に改正したいというものでございます。合わせて、第 5 条以降における、文言の誤りなどについて、整理を行わせていただくものでございます。なお、施行日は、令和 8 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件で御質問等はございませんか。

○寺内委員 自治金融のことなんだけれど、自治金融は商工会議所を通して、市のほうで許可を出すよね。それで、商工会議所のほうは大丈夫ということで、今度金融機関に行ったら、融資ができないということが出てしまうことがあるんだよね。どうしても銀行から借りられないから、自治金融に行くんだよ。自治金融を使ってくださいと言って、商工観光課のほうで一生懸命に審査をして、これは良いでしょうということで通しても、実際に銀行に行ったら、うちのほうではだめですということもあるので、それは金融機関とよく打合せをしないと。金融機関に行ってだめだから、自治金融でどうかお願いできないだろうかという、最後の砦だと思うのよ。許可を出しても、銀行のほうで融資できませんということをやられたのでは、商工業者はにっちもさっちもいかないわけだよね。だから、そういうところは金融機関と密に話してやらないと。自治金

融というのは、許可を出して、あとは野となれ山となれではないですよ。借り手に何かあった時には、うちのほうで責任を持ちますからというのが自治金融でしょうよ。はっきり言えば、銀行はノーリスクなんだよね。ノーリスクの銀行に行って断られてしまうのは話にならないでしょうよ。だから、そういうところは金融機関と密に話を合意をしてください。それで、なるべく中小企業の人を助けてやるような方策を考えてやってください。要望だから。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第89号土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第89号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第90号土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、説明をお願いします。

○佐々木商工観光課長 引き続き、商工観光課でございます。サイドブックでは、19ページをお開きください。議案第90号土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、これは地域未来法と言います、第9条第1項に基づく準則を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。20ページをお開きください。本市では、市内の四つの工業団地等につきまして、地域経済牽引事業の促進を目的として、法第4条に基づき策定した基本計画で重点促進区域として設定し、この準則を定める条例を制定することで、緑地面積率や環境施設の面積率を緩和しているところでございます。そのような中、6月定例会において、議決をいただきました大畑第一及び第二の地区計画につきまして、今般、重点促進区域へ追加することについて、国の同意を得ることができましたことから、この二つの地区につきましても、こちらの表に示しておりますとおり、工場立地特例対象区域へ盛り込むため、当該条例の一部を改正いたしたいというものでございます。合わせて、第1条及び第2条における文言を整理させていただきたいというものでございます。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** では、お諮りいたします。議案第 90 号土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。議案第 90 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 108 号市道の路線の認定について、説明をお願いします。

○**三浦道路管理課長** 道路管理課でございます。115 ページをお願いいたします。議案第 108 号市道の路線の認定について、御説明いたします。市道の認定は 2 路線でございます。位置図にて御説明いたしますので、117 ページをお願いいたします。西根南三丁目 10、11 号線は、中村小学校の北西側に位置しております。西根南三丁目 10 号線は、開発行為を株式会社ひだまりハウスが行い、寄付により延長 49.69 メートル、幅員 6.0 メートルから 9.0 メートルを、同 11 号線は、開発行為を株式会社横尾材木店が行い、寄付により延長 68.92 メートル、幅員 6.0 メートルから 10.0 メートルを各々市道に認定するものでございます。以上、2 路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** では、お諮りします。議案第 108 号市道の路線の認定について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。議案第 108 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 109 号市道の路線の変更について、説明をお願いします。

○**三浦道路管理課長** 道路管理課でございます。118 ページをお願いいたします。議案第 109 号市道の路線の変更について、御説明いたします。市道の変更は 2 路線でございます。位置図にて御説明いたしますので、120 ページをお願いいたします。右 58 号線につきましては、新消防署用地として土地利用を図るため、市道終点の変更を行うものでございます。延長が 791.02 メートルから 546.48 メートルとなりまして、幅員を最小が 2.05 メートルから 2.20 メートルに変更するものでございます。次のページをお願い

いたします。西根南三丁目9号線につきましては、西根南三丁目10号線の道路認定の時に御説明いたしました株式会社ひだまりハウスの開発行為による寄付により、終点を変更するものでございます。延長が51.91メートルから142.36メートルに延長するものでございます。以上、2路線の市道の変更につきまして、よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件で、御質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** では、お諮りします。議案第109号市道の路線の変更について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。議案第109号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第110号市道の路線の廃止について、説明をお願いします。

○**三浦道路管理課長** 道路管理課でございます。122ページをお願いいたします。議案第110号市道の路線の廃止について、御説明いたします。市道の廃止する路線は2路線でございます。124ページをお願いいたします。大岩田85号線は、土浦第三高等学校の北側に位置しております。この市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。次のページをお願いいたします。沖宿14号線でございます。この道路につきましては、新設する上大津小学校用地として土地利用を図るため、市道の認定を廃止するものでございます。以上、2路線の市道の廃止につきまして、よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** では、お諮りします。議案第110号市道の路線の廃止について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。議案第110号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第111号債権の放棄についてですが、債権の放棄につきましては、議案書にて住所、氏名などの個人情報記載されておりますので、発言の際には債権番号にて御発言いただき、個人が特定されるような発言には

御注意願います。それでは、説明をお願いします。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。資料１２７ページを御覧願います。こちらにつきましては、１にございますように水路使用料についての債権でございます。債務者は１人、放棄とする債権額は９万２，０００円となります。放棄の理由としまして、これまでも、県外在住の債務者に対しまして、未収額の回収に努めましたが、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で債権についての履行の見込みが無いと判断されることから、債権の放棄を行うものでございます。内訳につきましては、１２８ページに記載してございますが、平成３０年度から令和２年度の水路使用料となっております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はございませんか。

○竹内委員 債権だから、もう徴収困難だというもので、債権を放棄するというのは普通の話ですが、そこに至るまでは、さまざまな努力をして、徴収をお願いすべく、努力をしているのですが、なかなか適正に執行されない。土浦市の債権管理基本計画、これに基づいてやっているのでしょうか。

○岡田農林水産課長 今回の債権の放棄につきましては、債権管理マニュアルというものを市のほうでも作っております。マニュアルに基づきまして、債権の回収の見込みがないと判断されるという中で、先ほどの県外の方に対する情報の収集をしたところ、生活困窮状態ということで先方の市役所のほうからも回答をいただいているということです。そういったもので、債権管理マニュアルの内容に基づいて、判断されるということから今回の債権の放棄の議案を提出するものでございます。以上でございます。

○竹内委員 いずれにしても債権の問題は、この産業建設委員会で審議するものではないのだけれども、総務市民委員会のほうですが、いずれにしても不納欠損をとにかく減らすこと。債権の放棄を極力、安易にやらないこと。そういうことを本当に精励しないと、自主財源は増えない。入るべきお金が入らない。これから市営住宅や水道もあります。問題は本当に払えないのかどうかなんです。特に、市営住宅は家賃がとても安い。それを１００万円以上とか滞納するのだけど、期間も含めて全て一回精査しないと。だから、債権管理条例を制定をしないとイケないと土浦市はずっと言っているけれど、いまだにやっていない。ここで審議をすることではないけれども、これから債権の話が三つ出てくるから、できるだけ今後もより適正に執行をしていただいて、極力、安易な不納欠損の処理をしないように、この委員会の場合には、求めておきたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

○寺内委員 例えば、昔は水道課、下水道課、住宅営繕課にしてもチームを組んで周ってもらって、幾らでもいいから払ってくださいとやったんだけど、この頃はそういうことはないのかな。昔は委員会で指摘されたから、これはやらなくてはいけないということで徴収をしたということがあったんだよね。でも、今は督促状を送って、だめだからどうしようもないというものではなくて、直接行って話して、幾らか納めてくださいと言え、分かりましたってやってくれると思うんだよね。職員が少ないから大変だと思うんだけど、債権管理室ができたんだから、そこと二人三脚で、職員を1人をつけて、徴収をしてもらうようなことをしないと。例えば、各課で残っているものを全部債権管理室でお願いしますというようなことだと、竹内委員が言ったように、制限なく不納欠損になるようなことになってしまうので、これから先はそういうことがないように、各課のほうで協力できるものは協力して、1円でも10円でも早く納めてもらえるようなことをやってください。12年前ぐらいの委員会で指摘した時に、分かりましたと言って、2人で、会社に行く前の朝方に行ったり、夜6時か7時頃の帰り際に行ったりして、ある程度成果が出たときあったので、そういうことは念頭に置いてやってください。やることをやらないと当然納めてくれないんだから、1円でも10円でも、財政に寄与できるようなことでやってください。これは要望でいいから。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第111号債権の放棄について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第111号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第112号債権の放棄について、説明をお願いします。

○岡田農林水産課長 つづきまして、農林水産課のほうで御説明させていただきます。資料130ページを御覧いただきたいと思います。こちらの債権につきましては、建物収去代替執行費用及び訴訟費用についての債権でございます。債務者は2人、放棄とする債権額は5万7千819円8角となります。放棄の理由でございますが、まず番号1につきましては、債権金額が少額ということで、弁護士等に相談したのですが、取立てに要する費用に満たないということで、債権の放棄という判断となったものでございます。番号2につきましては、債務者が死亡し、相続人が相続放棄を行ったこと、亡くなった債務者が生

活保護を受給しており、強制執行可能な財産が見当たらず、債権を回収できる見込がないと認められることから、債権放棄を行うものでございます。内訳につきまして、131ページに記載してございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はないですか。

○寺内委員 ずっと前の委員会で言ったんだけど、少額訴訟の場合には、弁護士を使わないで、司法書士でやってくださいとお願いをした時があるんだよね。弁護士費用のほうが高いものだから、一生懸命に裁判をやってもらっても、勝訴をして、弁護士費用で消えてしまうなんてことがあったのよ。だから、少額訴訟であれば、司法書士のほうでもできるから、そのようにやってくださいということなんだけど、今の説明ではどちらも弁護士に頼んでいるような説明だったよね。片方は50万円、もう片方は5万円で、これだったらどちらも少額訴訟でできると思うんだよね。全て弁護士に頼むというのではなくて、費用を少し抑えるためには、そういうことも考えないと。委員会で指摘されているんだから。何年か経ったら、忘れてしまって、弁護士にまた頼めばいいということでは、よくないんだよね。訴訟費用だって、弁護士と司法書士とは違うんだから。そういうことを考えて、出すものは少なく、取るものは多くということを考えてください。法律に詳しい弁護士で全部いいというものではなくて、司法書士だってそういうことを勉強はしているんだから。少額訴訟ができれば、そちらのほうも考えてください。昔はそのことを指摘して、慌てて少額訴訟でやったということもあるのよ。昔は住宅営繕課のほうで出てきたのが350万円で、これは弁護士を使うしかないけれども、20万円か30万円かが一緒に出てきたことがあったのよ。それは全て弁護士に頼む必要はないから、司法書士に頼んでくださいと言った経緯があるのよ。昔、委員会で指摘されているんだから、そういうことを継承しながらやってください。これは要望でいいから、ちゃんとやってください。

○今野委員長 ただ今の御指摘は非常に重要なことかと思しますので、よろしくをお願いいたします。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第112号債権の放棄について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第112号は、原案どおり決しま

した。つづいて、議案第 1 1 4 号債権の放棄について、説明をお願いします。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。議案 1 1 4 号債権の放棄につきまして、議案書の 1 3 5 ページをお願いいたします。市営住宅使用料及び駐車場使用料における債権の放棄でございます。これまで滞納の整理につきましては、未納者への督促や自宅訪問のほか、料金未納のまま退去された方、死亡者の相続人などにつきましては、債務承認書により納付のお願いを行ってまいりましたが、この度の 2 2 件の債務者につきましては、徴収の継続が困難なことから債権の放棄をお願いするものでございます。なお、そのほかの未納者につきましては、引き続き徴収努力を継続してまいります。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はいかがでしょうか。

○竹内委員 放棄対象債権内訳表を見ると、他市の人もいるけれど、これは他市の市営住宅なの。

○和田住宅営繕課長 こちらは退去時の住所となっております。

○平石委員 先ほど、寺内委員からさまざまな指摘あったと思います。1 点だけ確認ですが、特に市営住宅で、家賃を滞納している場合は、分納というのは可能なんですか。徴収率を上げることに直結すると思うのですが。

○和田住宅営繕課長 はい。委員がおっしゃるとおり、まとめたの納付が難しい方が多くいらっしゃいますので、こちらは相談させていただいて、分納という形を以前から取らせてもらっています。今後もそういった対応を取り、なるべく徴収率を上げるような形で、また入居者の方にもなるべく負担が掛からないような形で対応していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○平石委員 ありがとうございます。なぜ質問したかと言いますと、払えないから滞納分が溜まり、高額になっていると思います。その中で、市営住宅か水道か下水道かがはっきりしなくて、申し訳ないのですが、分納という形で支払をしようと思っても、全額ではないとだめですと言われたから、払えなかったというようなこともあり、そのまま溜まっているとお聞きしたこともあったので、そういったこともあればそういうような相談窓口というか、そういう角度からのアプローチを市民の方に分かりやすくお話ししていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○和田住宅営繕課長 平石委員からの御質問のとおりでございまして、市営住宅の使用料等は分納の相談を受付けさせていただいております。あと水道のほうにつきましても、私も以前水道課長をやらせていただいていたので、分納

のほうの対応もさせていただいております。その辺は連携するような形で、今後対応していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○平石委員　ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

○寺内委員　この中でも、外国人の方もいるよね。結構な金額が溜まっている人もいるけれど、当時を考えてみれば、連帯保証人がいるんじゃないのかな。最近では連帯保証人がなくても、貸すようなことになったけれど、昔は連帯保証人を立てて貸したよね。それに該当するのではないかと思うのだけれど、そういうことも調べているのかな。

○和田住宅営繕課長　今回、債務承認書の送付はさせていただいていますが、連帯保証人のほうにも送付させていただいておりまして、それでも支払意思がないということだったので今回は債権の放棄という処置をさせていただくということになっております。高額になった理由としましては、退去されてから明渡しが済んでおらず、そのまま期間が長くなって金額が累積していくというのがありますので、なるべくそういうのがないような形で早期に対応していくように、今後努めていければと思っております。以上でございます。

○寺内委員　その状況は大体把握しているけれども、連帯保証人が払わないからというのは、何のための連帯保証人だか分からないんだよね。だから、督促状を出すだけではなくて、例えば、こうなったら訴訟をしますよと伝える。昔は訴訟をした時には、連帯保証人に通知は出さなかったんだよ。結局、本人だけに裁判の訴訟の通知をして、保証人は出さなかった。だから普通の保証人ではない、連帯保証人なんだよという意味合いで、連帯保証人にも裁判に出頭しなさいと言った経緯あるんだよ、委員会です。今まではやらなくて、連帯保証人は名ばかりなのかとなって、今度からは連帯保証人にもそういうふうにしなさいということで、委員会でも指摘していたと思うんだよね。当時は竹内委員もいたから、分かると思うんだ。今は借りる時に、連帯保証人を付けなくても、貸せるようにということで法改正になってしまったと思うんだけれども、昔からは必ず連帯保証人は付いていると思うんだよね。だから、債務者と同じ権利を持っている連帯保証人には、もう少し強気に出ないと。それだけ、連帯保証人というのは重いんだよね。だから、そういうところを少し考えてください。連帯保証人でも、もうだめですという方も中にはいると思うんだよ。例えば、連帯保証人になったけれど、もう亡くなってしまったとか、何十年前の話だったら、それもあったかもしれないですよ。でも、元に生きていたのならば、最終的にそのぐらいの確認はしてもらわないと。答弁はいいから。

○竹内委員　これは随分前から関わっていたのですが、今もしっかりと連帯保

証人は取っているのかというのが質問の一つ。それと、一番の問題が退去した時に、撤去してもらうわけですよ。原則は原状復帰なんだよね。退去した方が昔のように襖も畳も台所も現状に戻して出てもらうというのが原則なのですが、まずそんな方はほとんどいないので、しばらくは荒れ放題の状態なわけですよ。その間は貸出しはできないわけね。それを綺麗に戻して、また貸し出すわけだけれど、この諸費用がばかにならないんです。例えば、去年ぐらいで、三浦道路管理課長がいた時ですけど、退去させた時に、原状復帰をしないまま退去して、それを再び使える状態に戻すために、大体推定でいいですが、どのぐらいお金が掛かるのかな。

○和田住宅営繕課長 竹内委員の御質問ですが、退去をする時に畳や襖の消耗品関係は、住んでいた方に直してもらう、その後に退去検査というのをやり、原状復帰をしているようであれば、承諾をさせてもらっています。そのほか、経年劣化があって傷んでいた所や主要な箇所については、処理をさせてもらっていますが、今年度の実績だと、平均的に30万円程度が掛かっております。

○竹内委員 全国的には、都営住宅、区営住宅、市営住宅の入居率というのは非常に低くなっているんだよね。だから、学生だとかに違う形で市営住宅を開放して、使ってもらおうというのは一つあるわけです。町内会で人口がどんどん減っていく。そういう中で、市営住宅が空いているから、できるだけ若い学生に入ってもらっている所、日立市もそうですが、そういうことを考えないと。ただ空いたままではなく上手に使う方法を、他市の事例がたくさんあるから、土浦市も市営住宅の有効活用を考えたほうが良いと思うので、これは要望です。

○海老原委員 先ほど寺内委員から連帯保証人の話が出ました。この中で連帯保証人がいるかどうかは分からないんですけど、いるとしたら、ここから除くということですか、寺内委員。

○寺内委員 違う、違う。とりあえず、どうなっているんですかと聞いただけなんですよ。

○海老原委員 もしいるとすればここから外すのかどうかという議論になると思うんですね。

○寺内委員 連帯保証人がいても、それだけの資産がなくて払えないという状況という調査をしたということなので、しょうがないだろうということで私は納得をしました。本来は資産をもっていれば、連帯保証人から取ってくださいということなんだけれども、説明では連帯保証人はそれだけの資産がないという説明だった。

○和田住宅営繕課長 海老原委員の御質問の件ですが、まず連帯保証人は皆さ

ん付いております。高齢でお亡くなりになってる方がかなりいらっしゃいまして、今回の債権の放棄に当たりましては、連帯保証人の相続人の方にも調査をし、そちらにも通知を送らせてもらってます。今回、債権の放棄した以外の方で、相続人の方で、納付をしていただいた方が何名かいらっしゃいますので、ここの一覧から外させてもらっております。あくまでも今回載せてある方々は、支払意思が確認できなかったというものについてのみ挙げさせてもらってございます。

○海老原委員 連帯保証人も含めて、支払が難しいということで、よろしいでしょうか。

○和田住宅営繕課長 はい。おっしゃるとおりで、あくまでも相続人という方は、債務者の相続人、連帯保証人の相続人の両方に送らせてもらった中での確認の結果となっております。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 では、お諮りします。議案第１１４号債権の放棄について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第１１４号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第１１６号債権の放棄について、説明をお願いします。

○滝田水道課長 水道課でございます。１４４ページをお願いいたします。議案第１１６号債権の放棄についてをお願いいたします。本件は、水道料金に係る債権の放棄でございます。地方自治法第９６条第１項の１０号の規程により、議会の議決をお願いするものでございます。１４５ページをお願いいたします。この度、水道料金の滞納にかかる債務者数は、３７５人であり、放棄する債権の総額は、２４４万８７７円となっております。放棄の理由につきましては、消滅時効期間が経過し、今後の徴収が困難となった債権であり、１件ごとの内容につきましては、１４６ページから１７７ページに内訳の一覧が記載されてございますので、御確認のほど、よろしくをお願いいたします。なお、その他の未納者につきましては、引き続き、徴収に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

○竹内委員 前回も聞いたのだけれど、債権を放棄するということは、払っていない方は水道を止めるということでしょう。

○滝田水道課長 はい。そのとおりです。

○竹内委員 止めるまでは、払ってくださいと催促をしているだけの話ですか。要するに、元栓を閉めるとか、そういうことはやらないの。

○滝田水道課長 まず、水道を止めますというような通知を出します。それで、1か月ぐらいで払ってくださいという猶予を設けますが、それでも払わない場合には止めるような作業になります。

○竹内委員 この前も聞いたけれど、止められた方たちは、そのことによってどう変わるの。

○滝田水道課長 ほとんどの方は止められる前に、お支払いをしていただいております。今回多いのが転居をしてしまい、そこにいない方が多いので、水道を止めたとしても困っていないというのが現状です。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第116号債権の放棄について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第116号は、原案どおり決しました。暫時休憩をいたします。

(午前10時49分休憩)

(午後10時55分再開)

○今野委員長 委員会としての審査に戻ります。つぎに、議案第96号令和7年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、説明をお願いします。

○滝田水道課長 水道課でございます。88ページをお願いいたします。議案第96号令和7年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)をお願いいたします。水道事業会計の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。条文の第2条は、水道事業費用における営業費用の減額補正でございます。また、第3条資本的支出の建設改良費につきましては増額補正でございます。89ページをお願いいたします。第4条の職員給与費における補正予定額の合計は242万6,000円の減額でございます。なお、90ページから94ページに内訳が記載されてございますので、御確認のほど、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第 9 6 号令和 7 年度土浦市水道事業会計補正予算（第 1 回）について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 9 6 号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第 9 7 号令和 7 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、説明をお願いします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。9 5 ページをお願いいたします。議案第 9 7 号令和 7 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 1 回）でございます。下水道事業会計の補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。条文の第 2 条収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第 2 項の営業外収益の減額補正。支出につきましては、第 1 項の営業費用の増額補正でございます。つづきまして、第 3 条資本的収入及び支出でございます。支出につきましては、第 1 項の建設改良費の減額補正でございます。9 6 ページをお願いいたします。第 4 条といたしまして、職員給与費 3 8 万 6, 0 0 0 円減額補正をお願いするものです。なお、次の 9 7 ページから 1 0 3 ページに内訳が記載されてございますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。下水道課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第 9 7 号令和 7 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 9 7 号は、原案どおり決しました。以上で、付託された議案の審査は終了いたしました。委員長報告書については、いかがいたしますか。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 承知いたしました。つぎに、報告事項です。サイドブックスの資料は「ホーム」までお戻りください。「産業建設委員会」「令和 7 年」「1 2 月 1 2 日」をお開きください。報告事項の（1）工事発注状況報告については、説明を省略しますので、各自、資料を御覧いただきますようお願いいたします。つづいて、その他です。（1）茨城県実施による下水道管路の全国特別重点調

査について、説明をお願いします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。資料2をお願いいたします。茨城県実施による下水道管路の全国特別重点調査について、2ページをお願いいたします。こちらの資料でございますが、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、国から要請がありました全国特別重点調査について、11月28日に茨城県から発表がありましたので、御説明いたします。発表内容につきましては、茨城県が管理をしている下水道管路の調査結果でございます。こちらにつきましては、以前9月17日に公表した調査結果について、茨城県において要対策延長を精査したところ、真に速やかな対応が必要となる緊急度1の要対策延長が約2.1キロメートルと変更になったため、公表されたものでございます。次のページをお願いいたします。上の表ですが、茨城県内で優先実施箇所を対象に調査をした際の緊急度1の要対策延長でございます。左側の9月公表時は茨城県内で合計約10.5キロメートルでしたが、茨城県のほうで精査をしたところ、早急に対策が必要となった延長につきましては、茨城県合計で約2.1キロメートルと発表がございました。土浦市は一番上の列の霞ヶ浦湖北流域下水道管内に属してまして、要対策延長が約2.8キロメートルでしたが、この見直しにより延長53メートルの対策が必要となりました。茨城県のほうから具体的な場所については公表されていませんが、茨城県の現在の予定では、土浦市管内含まれる53メートルを含む、県内約2.1キロメートルにつきましては、今後実施設計を行い、来年度には補修工事などの対応をしていきたいと伺っております。土浦市においても、同様に全国特別重点調査について、現在調査を進めておりますが、来年2月末を調査完了予定としておりまして、調査結果が整い次第、報告をさせていただきたいと考えております。下水道課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がございますか。

○下村委員 3ページの茨城県の図。色分けはどのように受け止めればいいのですか。

○飯塚下水道課長 流域管内で分かれています。上から那珂久慈、霞ヶ浦湖北と赤い線で引かれているのが、流している流域管内ということで、区分されております。

○下村委員 その中に、オレンジ色があるのですが、オレンジ色とピンク色の区分はどういうことになっているのでしょうか。

○飯塚下水道課長 要対策延長が必要という所です。茨城県のほうから具体的

に場所が指定されておられませんので、具体的な場所についてはお答えすることができません。

○下村委員 要するに、ここのオレンジの部分は下水道が普及されてない地域なのか、それとも下水道はあるけれど、ここは要対策延長だから危ないよという意味合いで、色分けをしたのかということを知りたいんです。

○飯塚下水道課長 一度確認させていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

○竹内委員 下水道管の調査はいいですが、マンホールの蓋をこの前もやってもらったけれど、国道、県道、市道のマンホールの蓋はみんな窪んでいるよね。窪んでいるのはしょうがないよ。この前も補修してもらったけれど、国道、県道、市道で総合的に調査をやっているのですかね。あそこから、ひびが入ってきて、どんどん漏れてくるんだよね。

○飯塚下水道課長 国や県も同様に、定期的に巡視と確認をしまして、補修が必要な箇所につきまして対応しているというところですよ。

○竹内委員 本当にたくさん対応していただいて、ありがたかったです。ありがたかったけれど、あっちを復元すれば今度はこっちが窪んでいたりしていてね。特に、県道はマンホールの蓋の窪みはすごくあって、振動がすごくて、それが全部下水道管のほうに敷設してくるわけだから、県と市でよく相談をして、調査をしてください。マンホールの蓋は評判良いけれど、それを囲んでいる所をよろしくお願いしたいと思います。要望です。

○今野委員長 ほかに御質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 以上で、執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。資料はございませんが、口頭にて、常名地内交差点に係る信号機設置について御報告いたします。設置個所でございますが、都市計画道路常名虫掛線と市道Ⅰ級16号線が交わる交差点で、具体的に言いますと、旧国道125線沿いにありますカスミ並木店から南に約1キロメートルほど下った交差点でございます。この交差点につきましては、以前から信号機設置の要望をしておりましたが、先々月に尊い命が失われる事故が発生したことから、改めて茨城県警察本部と土浦警察署に対し、早期の設置要望を行いました。そのこともあり今年度中の設置が決定したものでございます。なお、今後につきましても同警察本部と調整を進め、速やかに設置が完了するように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○吉田副委員長 地元なので、すいません。信号設置に関して、ありがとうございました。ただ痛ましい事故はありました。以前から私の地元でもありますし、並木地区の区長さんからたくさん要望をさせていただいてる中で、なぜ痛ましい事故が起こるまで、信号が設置されなかったのかという、その考察はありますか。

○三浦道路管理課長 やはり以前よりございまして、警察とも調整しながら信号機が設置できる条件を整えてまいりました。いろいろ要望箇所がございまして、そこにつきましても働きかけ、要望のほうを進めてまいります。以上でございます。

○平石委員 関連で、1点だけ質問なんですけれども、お話ありましたように、地元の地区長会やPTAなどから信号の新設の要望が出ていて、信号が設置されていない箇所は何箇所ぐらいあるか御存知でしょうか。

○三浦道路管理課長 すいません。私共のほうでは把握しておりません。生活安全課のほうに要望が上がることもございます。そちらのほうで把握しているとは思いますが、私のほうでは把握してございません。

○平石委員 分かりました。吉田副委員長から今お話がありましたが、あそこは道路の開通をした時から、信号機の設置という声があって、今回痛ましい事故がありました。また、それ以前にも、車がひっくり返るような大規模な事故が相当起きていたと思います。今回、信号が設置になって良かったですが、それ以外の所でも信号の設置要望が出ていて、事故が起きています。地域の方の言い方には少し語弊があるかもしれないですけども、そこまでの事故が起きない限りは、信号が設置されないんですかと言われることが多々あります。そういったところも生活安全課に任せるのではなく、特に道路新設で開通をしたとかいうのであれば、共有していただいて、警察等と協議をするような機会を作っていただきたいなと思います。これは要望とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○今野委員長 今のは大事な要望かと思しますので、よろしくお願いいたします。そのほか、執行部からございますか。

○岡田農林水産課長 土浦地方卸売市場の貸借の更新につきまして、御報告させていただきます。土浦地方卸売市場への土地、建物貸借につきましては、公設で運営しておりましたのが平成28年3月ということでしたが、平成28年4月から民営化いたしまして、市と10年間の土地及び建物の貸借契約を締結しまして、現在は民間の会社が運営している状況になってございます。令和8年3月末に、現契約が満了しますことから、4月以降の貸借契約につきまして

現在、相手方の会社のほうと契約内容の協議を進めている状況でございます。令和８年３月の議会におきましては、新たな貸借契約の締結につきまして、御審議いただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。農林水産課は以上でございます。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。まず先ほどの全国重点調査の図面の色の違いですが、現在確認したところ、注釈等がなく、色の区分については不明です。茨城県の図面ですので、再度確認をとってみたいと思います。つづきまして、報告となりますが、今年６月１２日に西真鍋町地内で発生いたしました下水道管が起因した陥没事故におきまして、道路が陥没する少し前に通過した車両が、隣接するマンホールに車の下の部分を接触したと通報がございました。確認をしましたところ、破損状況ですが、車の前面のほうの下の部分を擦っており、またエンジンをカバーしているプラスチック部分が一部破損していることを確認いたしました。この件につきまして、当事者と示談交渉した結果、和解いたしましたので、御報告いたします。説明は以上です。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。私からは、市職員の給与改定について御報告いたします。職員の給与改定に影響いたします、国の平成７年度の人事院勧告につきましては、本年８月にですね人事院から給料と基本期末勤勉手当の支給率を引き上げる勧告がございました。これを受けて本市の対応でございますが、地方公務員の給与改定については、国における給与法の改正措置を待って実施することを基本としているところでございます。そのため現在、国において開催されております臨時国会、こちらで国家公務員給与に関する法律が改正された場合は、今定例会の最終日に給与条例等の改正案を提出できるよう準備を進めておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○飯塚下水道課長 先ほどの全国重点調査の図面ですが、茨城県に確認をしたところ、特に差はないとのことでした。すいませんでした。

○羽成産業経済部長 会議の冒頭に今野委員長から労いのお言葉を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。委員の皆様方には、年度当初から各種イベント、特に花火に関しましては、様々な御助言いただきました。また、視察にも同行させていただきました。それらも踏まえまして、佐々木課長のほうも一生懸命に取り組ませていただいて、無事に終了することができました。引き続き、御助言や御指導を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○今野委員長 本当にありがとうございます。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 委員の方からは、何かございますか。

○海老原委員 前回の委員会は欠席してしまい、申し訳ございませんでした。

11月27日の事前委員会の報告の中で、今野委員長に事前に許可を受けて、質問をさせていただきます。前回開催の産業建設委員会の⑮（仮称）土浦スマートICアクセス道路整備事業に関する基本協定の締結についてで、5ページに地図があります。今までインターチェンジは、土浦市から行くにしても、つくば市から行くにしても、土浦学園線から入ります、ただし料金所は土浦市内ですという説明を受けていたんですよ。それが前提なんだけど、この図面を見ると、土浦方面から土浦学園線に行って高速に乗る車も、つくば方面から土浦学園線に行って高速に乗る車も両方とも進入路がつくば市内になっているんだよね。個人的な勝手なイメージは、高速の手前で学園線から入るのかなと思っていたんだよね。だけど、これを見ると両方とも入り口はつくば市になっているのだけれど、それでいいのかなど。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。この図ですが、中辺に境界のラインが書いてありまして、行政界の左側が土浦市、右側がつくば市というような表現になっております。現在、詳細設計中ということですが、概ね学園線と接続する部分は、つくば市に掛かるんだろうというような感じになってございます。また、入り口ですが、この図は役割分担を決めるための図なので一本線となっております。いろいろ検討中ではありますが、高速道路の上に乗る場合と下に乗る場合ってというのは、ほかのスマートインターチェンジでもそうですが、高速道路の土浦市側とつくば市側にそれぞれ分かれるだろうということで調整を行っております。

○海老原委員 単純に土浦学園線から入る所は、答弁できないかもしれないけれど、土浦方面から行く人は、高速を過ぎて、そっち方面になるんだよねということ。

○齋藤都市計画課長 分かりづらい説明で申し訳ございません。入り口の話は、高速道路の土浦駅寄りとつくば駅寄りの2か所になるだろうと想定しています。そうしたら、片方は土浦市からになるのではないかとということだと思うのですが、高速道路の付近にも、つくば市の吉瀬のほうとかは、土浦堺線に接して、つくば市が入っている所もありまして、その辺も通る可能性もあるというような状況です。現在、高速の本線部分につきましては、NEXC O東日本が設計をしております。そこから先については、土浦市のほうで発注した設計の中でやっているということで、お互い設計を同時に進めながら、すり合わせをやっているところでありますので、多少動く所はあるかもしれませんが、イメ

ージとしてはそのような感じかなと思っております。

○海老原委員 今の段階で公表できないのかもしれないんだけど、私が聞いているのは、自分のイメージとしては、土浦学園線からは高速の手前で入ってくるものと思っていたのね。ところが、これ見るとそうではない。これを見ても、両方とも土浦学園線の入り口は、つくば市内になっているんだよ。そのとおりでいいんですか。

○飯泉都市政策部長 私のほうから、そもそも海老原委員の考え方が正しくて、高速道路から見て、土浦市寄りに高速の上りのランプが来ます。つくば市より、こちらから言うと高速道路を越えてつくば市寄りが下りのランプがつきます。要は2か所、この図でいうと1か所しかないですけれども、上り下りができますので2か所、学園線と接続されるというのが前提です。その中で、高速道路より土浦寄り、土浦市だろうという話だと思いますが、実はあの辺の市域堺が入り組んでいまして、高速道路より土浦寄りにも、つくば市の地域があるんですよね。それなんで、上り下りともに学園線の接続の部分だけですけれども、つくば市に掛かる可能性があるということです。今、図面がなく分かりにくいかもしれません。

○今野委員長 今御説明いただいたことを、分かりやすく、図でお示しいただければと思います。

○海老原委員 協定自体について、反対というわけではないのですが、この図面だけ見ると、私が言ったとおりなんだよね。両方とも学園線から入るときは、つくば市からであると。後ほど、分かりやすい図をください。

○平石委員 1点だけ関連で質問させてください。海老原委員のお話だと、土浦市というよりもつくば市が大分関わってくるのかなと思うのですが、そういう中で協定を結び、現在は（仮称）土浦スマートインターチェンジとなっていますけれども、そういうことであれば、例えば、つくば市のほうから（仮称）土浦つくばスマートインターチェンジにしてほしいというようなお声はあるのでしょうか。

○齋藤都市計画課長 つくば市からそういう話があるのかなのかということにつきましては、今のところはそういうお話はないという状況です。このスマートインターチェンジに限らず、インターチェンジの名称は、最終的にNEXTCO東日本などが、その前後のインターチェンジの名前とかを考慮して、間違えにくく、分かりやすいようなものを決めていくという形になるようでございます。

○平石委員 ありがとうございます。そうなるとつくばと付く可能性もあると

ということですね。可能性が全くないわけではないという認識でよろしいでしょうか。

○齋藤都市計画課長 どうなるかは分かりませんが、その可能性が全くないというわけではないかと思います。

○今野委員長 ほかに御質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 ありがとうございます。それでは、以上のとおりとさせていただきます。この後、委員の皆様は協議事項がございます。執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れ様でございました。ありがとうございます。

（執行部退席）

○今野委員長 それでは、TX土浦延伸調査特別委員会委員の選出について、御協議をお願いします。何か御提案がございますでしょうか。

○吉田副委員長 TXのことなので、やはり経験が深い先輩方、期数順の上の3名の方に出ていただければいいのかなと思ってるんですがいかがでしょうか。具体的には、竹内委員、寺内委員、海老原委員になるのでしょうか。

○今野委員長 今、吉田副委員長からそのような御意見がございました。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 今、吉田副委員長からありましたように、竹内委員、寺内委員、海老原委員でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、以上のとおりとさせていただきます。慎重なる御審議をいただき、お疲れ様でございました。以上で産業建設委員会を閉会いたします。